



内 職 行 政 ニ ュ ー ス 2部

労働省婦人少年局婦人課 49. 5. 1

目 次

1. 昭和49年度内職相談センターの運営について
2. 家内労働旬間の実施について
3. 最低工賃決定状況
4. 内職工賃不払について
 - ① 工賃不払状況
 - ② 工賃不払事例
5. 内職工賃調査実施結果概要から
6. 妻の内職収入にかかる税金（49年度）
7. 最近の統計調査から
8. 人事異動について

1 昭和49年度における内職相談センターの運営について

今般、労働省婦人少年局長より昭和49年度の内職相談センターの運営方針が、関係都道府県知事あて通達されたので、写を掲載いたします。

写

婦 発 第 7 2 号

昭和49年3月22日

知 事 殿

労働省婦人少年局長

昭和49年度内職相談センターの運営について

最近における我が国経済社会は、昨年秋の石油危機以来資源の供給面などから国民生活や国民経済に少なからぬ制限が加えられ、物価、雇用の面に問題が発生するなど楽観を許さない状態が続いております。

家庭の外で働くことの困難な主婦等にとつて、内職は生計費を補う重要なよりどころとなつておりますが、内外の経済情勢の変化は内職にも影響を及ぼすことが憂慮されます。

このような状況の中で、内職相談センターの運営は従来にも増して内職求人確保、内職希望者の就業相談、あつ施及び技術指導等が要請されるところであります。

昭和49年度はこのような情勢に十分御留意のうえ、下記事項について地域の実情に即した適正な運営が行われますよう格段の御配意方よろしく願ひします。

記

1. 内職工賃適正化について

内職工賃の適正化を図ることは、内職就業者の保護はもちろんのこと、委託業者間の公正競争にも役立つことになるので、内職相談センター（以下「相談センター」と言う。）においては求人、あつ施、諸会議の開催、技術指導及びグループ育成等あらゆる業務を通して工賃の適正化を図るものとする。

特に求人、あつ施に際しては最低工賃が決定したものについては最低工賃額以上の工賃を確保し、また、最低工賃が決定されていないものについても、少なくとも類似の業務については、決定済の最低工賃の時間当りの換算額を参考にするとともに内職工賃調査結果概要等の資料を参照のうえ、委託者及び内職就業希望者を指導援助する等適正工賃によるあつ施を行うものとする。

なお、現在の経済情勢から工賃低下等就業条件の低下をもたらさぬよう留意するものとする。

また、資料の整備、調査の実施、懇談会の開催及び情報の交換提供等を積極的に行うものとする。

2. 工賃不払いの措置について

工賃不払いの予防措置については、委託者に対する信用調査の実施、相談センター間の情報交換及び連絡等を緊密にするとともに、工賃不払いが発生した場合は労働基準監督機関等の関係機関との連絡を緊密にして、解決に適正な措置をとるよう努めるものとする。また、委託者の内職就業者に対する委託条件をあらかじめ明確にするため、引続き委託者に対して家内労働手帳の交付及び記入の励行について指導するとともに内職就業者に対しては手帳の交付を受け、記入の確認を行うよう指導するものとする。

（昭和45年12月25日付帰発第359号通達参照）

3. 内職に関する技術指導の実施について

内職就業希望者及び内職就業者に対して、内職技術を付与することは、内職就業条件向上のために重要であり、また、内職就業の円滑化とも関連するので、技術指導については職種、講師の選定に留意して巡回技術指導を含め効果的に行うものとする。

4. 求人開拓について

求人開拓については、特に自県内における求人開拓に努めるものとし、また、郷土民芸品、郷土がん具等地場の特産物について関係行政機関、団体等と連携のもとに開発に努め内職求人の造出を図るものとする。

なお、広域求人については、直接事業場にたいして開拓を行うほか、相談センター所長会議等の機会に内職需給に関する情報の交換を行い求人開拓のための連携を密にするものとする。

5. 内職に関する情報の提供について

内職に関する一般の理解を深めるための広報を行うとともに、内職就業者、内職希望者及び委託者に対する資料の提供、相談センター利用についての広報等内職に関する情報を提供するものとする。

6. 内職に関する調査の実施について

内職行政の基礎資料を得るための各種調査を実施するものとするが、本省計画による工賃調査を民生用電気機械器具製造業について6～7月頃実施方依頼する予定であるので、このことを勘案のうえ、計画するものとする。

7. 内職グループの育成について

内職就業者の就業条件向上及び内職就業円滑化のために、内職就業者の組織化、グループに対する巡回指導、グループリーダーの研修等により、内職グループの育成を図るものとする。

最近、諸経費節減のため委託者が委託に際して遠隔地へは、グループあつ施を求める傾向が強まっていることから特に留意すること。

8. 高齢者への内職あつ施について

高齢者に適した内職職種の開拓は容易でないと考えられるが、内職を求め

る高齢者はかなり存在することから、職種の開拓、あつ施について留意するものとする。

9. 不良内職について

物価高を反映して内職希望者の増加が予想されることから従来にも増して不良内職の発生が考えられるので、これが対応策として報道機関及び市町村の協力を得て、相談センター利用についての広報に努めるとともに、不良内職に対する主婦の注意を喚起し、被害の未然防止に努めるものとする。

10. 家内労働法との関連について

相談センターにおける求人、あつ施に際しては、家内労働法に定められている最低労働条件が遵守されるよう努めることが必要である。したがって、求人申込のあつた委託者及び内職就業者に対して、前記家内労働手帳の交付、工賃の支払い、最低工賃の確保のほか、次の事項について指導するものとする。

(1) 就業時間について

内職就業者は誰からも就業時間を管理されることがなく、自由に就業することができるが、長時間の就業は健康を害したり過当競争の弊害をまねくことになるので、かかることがないように委託者は長時間の就業をしなければならぬような委託をしないように、また、内職就業者もそのような委託を受けることのないよう注意を喚起すること。

(2) 安全衛生について

家内労働法においては、委託者が家内労働者に一定の機械器具又は一定の原材料を譲り渡したり、提供したりする場合には、これらによる危害を防止するために、一定の措置を講じ、また、委託者が心がけねばならないことが定めてある。一方、家内労働者も危害を防止するために一定の義務が課せられているので、求人、あつ施に際してはこれらの事項について両者を指導するとともに、必要に応じ労働基準監督機関に連絡すること。

(3) 家内労働旬間の実施について

5月21日～31日まで実施される家内労働旬間には、昨年に引続き協力すること。

2 家内労働旬間の実施について

本年も5月21日から5月31日まで家内労働旬間が実施されますが、これについて次のような通達が出されました。主催者が行う連絡会議、座談会への出席、資料の配布及び広報について御協力くださるようお願いいたします。

写

労働省発基第 30 号

昭和49年3月13日

各 都 道 府 県 知 事

各都道府県労働基準局長 殿

各都道府県婦人少年室長

労働事務次官

家内労働旬間の実施について

家内労働旬間については、法の周知徹底と遵法意識の高揚をはかるため、昭和46年以来、家内労働法が制定された5月を期して実施してきたところであるが、家内労働者の労働条件については、なお多くの問題が指摘されているので、その改善をはかるためには、法の趣旨を繰返し周知せしめ、その浸透をは

かつていくことが必要である。

したがって、本年も別紙要綱により、家内労働旬間を実施し、法の周知徹底と遵法意識の高揚をはかるための広範な運動を展開することとしたので、関係機関相互の緊密な連携の下に十分な効果をおさめるよう配慮願いたい。

(別紙)

家内労働旬間実施要綱

1. 趣 旨

家内労働に従事する者は、現在200万人をこえているが、その労働条件については、なお多くの問題が指摘されている。

これら家内労働者の労働条件の改善をはかり、生活の安定に資することを目的として、昭和45年、家内労働法が制定され、以来、労働省は法の周知徹底をはかるため広範な広報活動等を展開してきたが、家内労働は広く一般に行われており、また自宅において就業している実態等から、繰返し法の趣旨を周知せしめ、その浸透をはかつていくことが必要である。

このため、本年も家内労働法が制定された5月を期して、法の周知徹底と遵法意識の高揚をはかるため、家内労働旬間を実施して、効果的な運動を展開するものとする。

2. 目 標

家内労働法についての理解を深め家内労働者の労働条件の改善向上をはかる。

3. 期 間

5月21日から5月31日まで

4. 主 唱

労働省

5. 協力を依頼する機関、団体

関係行政機関、地方公共団体、家内労働者関係団体、委託者関係団体、婦人団体、報道機関

6. 実施事項

(1) 労働省の行う事項

- イ 各種資料の配布、新聞、テレビ、ラジオ等報道機関を通じての広報活動
- ロ 連絡会議開催等による家内労働関係機関との連携の強化
- ハ 委託者及び委託者団体に対する集団指導及び監督指導の実施
- ニ 家内労働者に対する法の周知及び危険有害業務に従事する家内労働者の実態は握

(2) 委託者の行う事項

- イ 家内労働手帳の交付、記入の励行
- ロ 仕事による災害、疾病の防止のため必要な措置の励行と家内労働者に対する指導援助
- ハ 委託状況届の提出と帳簿の備付けの励行
- ニ 家内労働法の各規定についての点検

(3) 家内労働者の行う事項

- イ 家内労働手帳についての認識と記入事項の確認
- ロ 仕事による災害、疾病についての認識と設備、環境の整備

3 最低工賃決定状況

最低工賃は下表のとおり決定されています（答申済みを含む。）。最低工賃額については、各都道府県賃金課に問い合わせ、あつせんに際しては、最低工賃額を下まわることのないよう注意してください。なお、最低工賃の適用をうける家内労働者は240,678人（家内労働者総数の13.1％）、委託者は16,741人（委託者総数の15.1％）となっています。

49. 4. 1

都道府県別	業 種	公示月日	発効月日	委 託 者 数	家 内 労働者数
北 海 道	彫 刻 物	47. 12. 22	48. 1. 21	70	520
青 森	津 軽 漆 器	46. 8. 13	46. 9. 12	30	272
	男 子 洋 服 婦 人 服 仕 立	47. 11. 24	47. 12. 24	182	884
	シームレス・ストッキング	47. 1. 27	47. 2. 26	7	550
	和 服 裁 縫	48. 2. 15	48. 3. 17	156	1,241
岩 手	電 気 機 械 器 具	47. 5. 25	47. 6. 24	19	1,170
	横 編 メ リ ヤ ス	49. 1. 30	49. 3. 1	27	620
秋 田	通 信 儀 器 用 部 品	48. 6. 1	48. 7. 1	43	1,346
山 形	横 編 メ リ ヤ ス	45. 8. 5	45. 9. 15	323	5,530
	紙 加 工 品	47. 12. 2	48. 1. 1	38	514
福 島	横 編 メ リ ヤ ス	47. 3. 18	47. 4. 17	310	18,960
	おさ・そうこう通し	48. 6. 15	48. 7. 15	249	430
茨 城	横 編 メ リ ヤ ス	44. 8. 26	44. 10. 1	30	800

都道府県別	業 種	公示月日	発効月日	委 託 者 数	家 内 労働者数
群 馬	男 子 既 製 服	47. 8. 28	47. 10. 1	91	1,334
	洋 が さ	48. 6. 29	48. 7. 29	40	638
	横 編 メ リ ヤ ス	47. 5. 13	47. 6. 12	83	4,220
	伊 勢 崎 織 物	48. 9. 20	48. 10. 20	200	3,000
栃 木	男 子 既 製 洋 服	46. 5. 14	46. 7. 15	30	1,060
	農 産 保 存 食 料 品 ・ 海 そ う 加 工	47. 11. 16	48. 1. 1	65	1,009
埼 玉	縫 製	46. 11. 22	46. 12. 22	500	6,000
	た び	47. 6. 21	47. 7. 21	134	1,200
千 葉	バ ッ ク レ ス ト	47. 2. 22	47. 3. 23	8	1,525
東 京	青 梅 地 区 織 物 ・ 縫 製	46. 8. 13	46. 10. 1	270	1,000
	ワ イ シ ャ ッ	46. 8. 13	46. 10. 1	550	1,500
	男 子 既 製 服	48. 2. 5	48. 3. 7	335	8,163
	か わ ぐ つ	48. 8. 20	48. 9. 19	637	6,027
神 奈 川	ス カ ー フ	47. 4. 20	47. 5. 20	162	7,521
	紙 加 工 品	48. 6. 15	48. 7. 15	401	10,050
新 潟	金 属 製 洋 食 器 研 磨	42. 11. 10	43. 1. 1	150	2,364
	横 編 メ リ ヤ ス	47. 2. 19	47. 3. 20	405	12,559
	十 日 町 絹 織 物	48. 1. 30	48. 3. 1	142	4,599

都道府県別	業 種	公示月日	発効月日	委 託 者 数	家 内 労働者数
富 山	小 千 谷 織 物	48. 8. 16	48. 9. 15	53	878
	塩 沢 絹 織 物	48. 8. 16	48. 9. 15	22	888
	フ ァ ー ス ナ ー	47. 2. 12	47. 3. 21	171	4,675
	横 編 メ リ ヤ ス	48. 1. 30	48. 3. 1	44	5,475
石 川	山 中 地 区 漆 器	43. 1. 26	43. 3. 1	96	558
	打 箔	47. 11. 17	47. 12. 17	51	135
	男 子 既 製 洋 服	48. 9. 20	48. 10. 20	57	652
福 井	眼 鏡	46. 8. 13	46. 9. 12	110	1,355
	おさ・そうこう通し	47. 11. 16	47. 12. 16	846	1,996
	スポーツ服・男子用 ズボン・婦人子供服	48. 12. 1	49. 1. 1	44	627
	ね ん 糸	42. 4. 1	42. 5. 1	620	500
山 梨	横 編 メ リ ヤ ス	47. 1. 26	47. 3. 1	100	3,230
	貴 金 属 製 品	48. 2. 27	48. 3. 30	20	143
	水引祝儀用紙製品	47. 1. 27	47. 2. 26	48	4,320
	印刷・製本・印 刷物加工・筆耕	47. 7. 15	47. 8. 14	132	480
長 野	メ リ ヤ ス	48. 2. 5	48. 3. 7	335	8,163
	給 水 せ ん	45. 8. 27	45. 9. 26	14	767
	軽 便 か み そ り	46. 7. 29	46. 9. 1	7	3,500

都道府県別	業 種	公示月日	発効月日	委 託 者 数	家 内 労働者数
静 岡	洋 が さ	47. 2. 19	47. 3. 20	68	1,100
	男 子 既 製 洋 服	47. 12. 26	47. 1. 25	580	5,500
	洋 食 器	48. 9. 20	48. 11. 25	320	1,200
	広 巾 綿 ・ ス フ	43. 5. 14	43. 6. 15	500	1,440
	別 珍 ・ コ ー ル 天	46. 5. 28	46. 6. 27	63	1,000
愛 知	紙 袋	47. 2. 26	47. 3. 27	59	804
	が ん 具 花 火	46. 12. 7	47. 1. 6	29	4,113
	横 編 メ リ ヤ ス	47. 12. 1	48. 1. 1	380	10,150
三 重	車 両 電 気 配 線	46. 8. 27	46. 10. 1	40	3,000
滋 賀	高 島 地 区 綿 ・ ス フ ・ ね ん 糸	43. 3. 26	43. 5. 1	50	1,638
	と う ・ ビ ニ ー ル セ ロ フ ア ン 製 品	46. 12. 28	47. 2. 1	11	795
	花 緒	47. 4. 22	47. 6. 1	90	585
京 都	下 着 ・ 補 正 着 具	47. 9. 29 48. 9. 11	47. 11. 1 48. 10. 11	100 43	2,500 750
	丹 後 地 区 絹 物	47. 11. 24	47. 12. 24	850	7,175
	タ オ ル	48. 2. 3	48. 3. 5	650	1,760
	く つ 下	47. 3. 8	47. 4. 7	331	2,190
	そ ろ ば ん	48. 2. 5	48. 3. 7	53	207
大 阪	但 馬 地 区 絹 物	48. 8. 20	48. 9. 19	51	838
兵 庫					

都道府県別	業 種	公示月日	発効月日	委 託 者 数	家 内 労働者数
奈良	く つ 下	47. 4. 20	47. 5. 20	957	2,045
	衛 生 パ ン ド	48. 5. 26	48. 6. 25	30	250
和 歌 山	作 業 手 袋	47. 2. 22	47. 3. 23	330	4,000
鳥 取	な し 袋	46. 10. 26	46. 12. 22	5	885
	男 子 既 製 洋 服	47. 12. 26	48. 4. 1	17	1,330
島 根	そ ろ ば ん	46. 8. 27	46. 9. 26	16	222
	電 気 機 械 器 具	47. 10. 23	47. 11. 23	24	1,291
	和 服 裁 縫	48. 6. 1	48. 7. 1	62	534
	縫 製	48. 11. 1	48. 12. 1	29	886
岡 山	男 子 学 校 服	47. 1. 21	47. 2. 20	100	2,000
	織り込み花むしろ	47. 12. 1	48. 1. 1	120	720
	綿・スフ・ねん糸 ・ 染 色 整 理	48. 6. 29	48. 8. 1	120	725
	男 子 作 業 服	49. 1. 30	49. 3. 1	70	2,000
広 島	備 後 が す り	46. 9. 28	46. 10. 28	108	1,665
	既 製 服 縫 製	47. 2. 26	47. 4. 1	910	8,765
	和 服 裁 縫	48. 1. 30	48. 3. 1	312	3,941
	毛 筆 ・ 画 筆	48. 6. 29	48. 8. 1	140	5,077
山 口	ね ん 紙	47. 2. 26	47. 4. 1	11	104

都道府県別	業 種	公示月日	発効月日	委 託 者 数	家 内 労働者数
山 口	漁 網 ・ の り 網	48. 1. 30	48. 3. 1	11	398
	電 気 機 械 器 具	49. 4. 1	49. 5. 5	24	1,291
徳 島	鏡 台	47. 1. 27	47. 3. 1	100	400
	た び	48. 11. 28	48. 12. 28	11	100
香 川	手 袋	47. 9. 29	47. 12. 1	350	1,6100
愛 媛	水 引 金 封	46. 11. 22	47. 1. 1	51	900
高 知	化 粧 紙 等	49. 1. 30	49. 3. 1	39	1,236
福 岡	久 留 米 か す り	46. 10. 26	46. 11. 25	125	200
	作 業 服	48. 1. 30	48. 3. 1	14	436
佐 賀	陶 磁 器	47. 3. 8	47. 4. 7	36	100
長 崎	陶 磁 器	46. 12. 13	47. 1. 12	38	333
	横 編 メ リ ヤ ス	48. 6. 29	48. 7. 29	35	1,005
熊 本	紙 加 工 品 ・ 印 刷	47. 5. 17	47. 6. 16	39	500
	電 気 機 械 器 具	48. 4. 28	48. 5. 28	9	623
宮 崎	横 編 メ リ ヤ ス	46. 12. 13	47. 1. 12	9	625
	手 編 衣 料 品	48. 2. 5	48. 3. 7	8	1,143
鹿 児 島	び ろ う 葉 加 工	47. 8. 14	47. 9. 13	4	397

4 内職工賃不払について

(1) 工賃不払状況(45年10月～48年9月)

(労働基準局調)

第1表 工賃不払処理件数

(単位:件)

期 間	項 目	前期繰越	当期把握	A 計	B 解決状況	C 解決不能	A-B-C 差引未解決
45.10.1～46.3.31		—	36	36	19	6	11
46.4.1～46.9.30		11	53	64	37	4	23
46.10.1～47.3.31		23	73	96	61	10	25
47.4.1～47.9.30		25	70	95	55	10	30
47.10.1～48.3.31		30	61	91	60	16	15
48.4.1～48.9.30		15	62	77	49	9	19
	計	—	355	—	281	55	19

第2表 工賃不払処理状況

項 目	期 間	前 期 繰 越	当 期 把 握	A 計	B 解決状況	C 解決不能	A-B-C 差引未解決
対象家内 労働者数 (人)	45.10.1 ～46.3.31	—	220	220	74	53	93
	46.4.1 ～46.9.30	93	354	447	265	32	150
	46.10.1 ～47.3.31	150	495	645	473	84	88
	47.4.1 ～47.9.30	88	390	478	192	18	268
	47.10.1 ～48.3.31	268	723	991	486	227	278
	48.4.1 ～48.9.30	278	549	827	579	111	137
	計	—	2,731	—	2,069	525	137
金 額 (千円)	45.10.1 ～46.3.31	—	3,052	3,052	1,963	380	709
	46.4.1 ～46.9.30	709	8,982	9,691	6,413	294	2,984
	46.10.1 ～47.3.31	2,984	8,609	11,593	9,254	1,147	1,192
	47.4.1 ～47.9.30	1,192	4,590	5,782	2,723	208	2,851
	47.10.1 ～48.3.31	2,851	17,250	20,101	14,416	2,111	3,574
	48.4.1 ～48.9.30	3,574	14,636	18,210	12,791	1,666	3,753
	計	—	57,119	—	47,560	5,806	3,753

(2) 工賃不払事例

発生 年月	事業所名	事業内容 内職職種	不払理由 経過	措置結果	不払額 (円)	被害内職 者数 (人)
48. 5	B 製作所	トランスター テープレコーダ のスイッチ 製 造、 スイッチ組立	条件違反	内職相談センターで は内職者、委託者を それぞれ訪問、事情 聴取の上支払いにつ いて接渉、支払い 済み	22,287	6
	S 民 芸	民 芸 品 人形製作	経営不振	内職相談センター が事業所に出向き 支払完了	24,000	4
48. 6	K 会 社	絵本の組立	経営不振のた めの倒産	県は内職者に代り 債権申立を行ない 48年12月まで に分割支払完了。 (監督署の積極的 な行政指導が会社 側に対して行なわ れた。会社は債権 委員会の決議によ り債権債務を(K) 〇〇業会に譲渡し、 工賃はその子会社 から支払われたも のである。)	6,132,949	288

発 生 年 月	事業所名	事業内容 内職職種	不払理由 経 過	措 置 結 果	不 払 額 (円)	被害内職 者 数 (人)
48. 8	R 被 服	婦人服縫製 ミシン縫製	不良品の修繕 料の分担問題	内職相談センター 立ち合いの上、話 し合いの結果支払 いずみ	59,520 (59,520)	1 (1)
48. 9	M 株 式 会 社	コンデンサー 単子づけ	事業不振によ る倒産	倒産後、内職者よ り事業主に対し、 10回程度請求し たが現在未払い。	26,000	7
48.10	H手芸店	フランス 刺しゅう	資金繰難	10月に内職相談 センターの接渉に より、12月支払 完了。	29,550	1
	N製作所	ビニール 籠 編	経営困難	数回の請求接渉の 結果、49.2に 13,000円を支払 ずみ、残額につい て接渉中。	30,000 (30,000)	10 (10)
	O 工 場	紳士服縫製 ミシン縫製 まとめ	倒産 事業主は財産 一切を債権者 代表に明渡し 転居療養中。 負債総額 4,000 万に対	監督署からも債権 者代表に交渉、最 終的な負債額をは 握のうえ、債権者 会議を開き分配額 がきめられるが、 負債額が多いため	100,000 (25,000)	4 (1)

発生 年月	事業所名	事業内容 内職職種	不払理由 経過	措置結果	不払額 (円)	被害内職 者数 (人)
0			し弁済可能財 産70万の推 定	支払の見通しは 難しい。		
48.11	E 商事	座布団カバ ー縫い	放火による工 場の焼失のた め	発生後数回にわ たり内職相談セ ンターが接渉の すえ48年12 月完了。	3,600	1
	F 手芸店	フランス 刺しゅう	資金繰困難の ため	支払完了。	7,000 (7,000)	1 (1)
	G 縫製 工場	婦人子供服 製造 婦人子供服 仕立	問屋の約束手 形をうけ資金 繰り難のため	内職者及び内職相 談センターによる 13回に及ぶ催促 支払方交渉により 未払金について半 額の支払いがあつ た。残額について は監督署に申告、 後約2ヶ月で解決	60,000 (60,000)	1 (1)
	L ネクタイ	ネクタイ 縫製	原因不明	事業所の転居先不 明(49.3.13 現在)監督署に届 出、現在未払い。	12,700	2

発 生 年 月	事業所名	事業内容 内職職種	不払理由 経 過	措 置 結 果	不 払 額 (円)	被害内職 者 数 (人)
48.12	H メリヤス	毛糸セータ 一三角とじ	取引先倒産の ため	内職相談センター が、接渉の結果、 支払完了。	4,831 (4,831)	1 (1)
	I 手芸店	フランス 刺しゅう	資金繰り困難	12月支払完了	13,010 (13,010)	1 (1)
	G 縫製 工業	婦人子供服 製 造	問屋の支払遅 延のための資 金繰り難	支払完了	30,800 (30,800)	1 (1)
	T 呉服店	仕 立 呉服販売	倒産	事業主の行方追求	10,800	2
		ウールユカ タの仕立	事業主行方不 明	調査したがわから ず、内職者から監 督署へ申告、未払 い。		

(注) 各都道府県より報告されたもので、()内は内職相談施設があつ旋
したものである。

5 内職工賃調査実施結果から

昭和48年「内職工賃調査」の集計結果のうち、「内職工賃調査結果概要」に掲載されなかったものについて参考までに供します。

調査対象

職 種 紙製品、紙製容器、がん具、運動競技用具製造業

事業所数 559所

内職者数 1,544人

1. 内職工賃の決定方法

(1) 工賃の決定方法別事業所数

区 分	事業所数
計	100.0%
卸売価格をもとに決定	40.3
小売価格をもとに決定	12.7
フルタイム労働者の賃金をもとに決定	18.2
パートタイム労働者の賃金をもとに決定	17.7
そ の 他	14.5

(2) フルタイム、パートタイム労働者の賃金に対する工賃の割合（1時間当たり）別事業所数

区 分	計	50%未満	50~60%未満	60~70%未満	70~80%未満	80%以上	その他
計	100.0%	6.0%	12.9%	12.9%	14.4%	39.3%	14.4%
フルタイム労働者の賃金をもとに決定	100.0	8.8	14.7	14.7	12.7	41.2	7.9
パートタイム労働者の賃金をもとに決定	100.0	3.0	11.1	11.1	16.2	37.4	21.2

2. 事業所規模別内職提供の見通し別事業所数

規模別 提供見通し	計	4人以下	5～9人	10～ 29人	30～ 99人	100人 以上
計	100.0 % (100.0)	18.8 % (100.0)	22.7 % (100.0)	32.2 % (100.0)	19.1 % (100.0)	7.2 % (100.0)
今後とも提供する	100.0 (94.8)	19.2 (97.1)	23.4 (97.6)	31.3 (92.2)	19.1 (94.4)	7.0 (92.5)
フルタイム労働者 にやらせる	100.0 (0.7)	25.0 (1.0)	25.0 (0.8)	25.0 (0.6)	25.0 (0.9)	
パートタイム労働 者にやらせる	100.0 (0.7)		25.0 (0.8)	50.0 (1.1)	25.0 (0.9)	
機械化する	100.0 (3.0)	5.9 (1.0)	5.9 (0.8)	58.8 (5.6)	17.6 (2.8)	11.8 (5.0)
そ の 他	100.0 (0.7)	25.0 (1.0)		25.0 (0.6)	25.0 (0.9)	25.0 (2.5)

3. 内職製品の需要先別事業所数

区 分	事業所数
計	100.0 %
内需のみ	78.5
内需	17.7
（内需30%未満）	（2.3）
（内需30～50%）	（2.3）
（内需50～70%）	（3.9）
（内需70%以上）	（9.1）
外需のみ	3.8

4. 主要業種別内職依存度別事業所数

内職依存度		計	10%未満	10~30% 未満	30~50% 未満	50~70% 未満	70~90% 未満	90%以上	不 明
区 分									
主 要 業 種	調査業種計	100.0%	19.0%	25.4%	15.5%	15.0%	11.6%	12.5%	0.9%
	事務用紙製品	100.0	29.4	23.5	17.6	11.8	5.9	11.8	
	その他の紙製品	100.0	22.4	21.4	15.3	11.2	10.2	18.4	1.0
	大型紙袋	100.0	26.9	19.2	15.4	26.9	3.8	7.7	
	段ボール箱	100.0	61.5	30.8	3.8	3.8			
	紙器	100.0	24.8	34.1	21.3	8.5	7.1	3.5	0.7
	娯楽用具・がん具	100.0	7.3	16.6	13.6	17.7	16.7	27.1	1.0
人形	100.0	4.1	25.5	12.2	23.5	19.4	15.3		
運動競技用具	100.0	15.8	26.4	13.2	21.0	15.8	5.3	2.6	

5. 事業所、内職者の意見・要望

(1) 事業所の意見・要望

意見・要望記入事業所数		30.6%
意見・要望の内容	内職者に対するもの	
	定着してほしい	25.1
	不良品を出さず、責任をもつて	14.6
	納期を守ってほしい	8.8
	その他	21.1
	その他	
	技術指導を行ってほしい	5.3
その他	人手不足のため内職者のあつ旋を頼む	10.5
	その他	24.0

注 (1) 意見・要望の内容別割合は、記入事業所数を100としたものである。

(2) 多答のため計は100%をこえる。

(2) 内職者の意見・要望

意見要望記入内職者数		25.2%
意見・要望の内容	工賃が安い	69.6
	仕事が切れる	13.7
	仕事の量が少ない	3.3
	割増金がほしい	2.7
	身体や眼が疲れる	2.7
	副資材の支給を	2.3
	その他	10.7

注 (1) 意見・要望の内容別割合は、記入内職者数を100としたものである。

(2) 多答のため計は100%をこえる。

6 妻の内職収入にかかる税金（49年度）

妻が内職による収入を得ている場合の課税については、夫や子供を扶養していないので、独身者として扱われます。つまり内職以外に収入がなければ総内職収入からまず必要経費をさしひき、その後に基礎控除をさしひいて「課税所得」が決まります。

税金のかからない限度額は、所得税については24万円以下（必要経費を3割とみこむと34万3千円以下）、地方税については18万円以下（同様に25万7千円以下）です。これ以上の収入があると税金がかかることになり、これ以下だと税金がかかりません。

次に、内職をしている妻自身に税金がかからなくても、その内職収入が所得税については20万円（必要経費を3割と見込むと28万6千円）、地方税については15万円（必要経費を3割と見込むと21万4千円）をこえると控除対象配偶者にならないので、夫は配偶者控除をうけられなくなります。

以上をまとめると、所得税については妻の内職収入が20万円以下（必要経費を3割と見込むと28万6千円以下）、地方税については15万円以下（必要経費を3割と見込むと21万4千円以下）であれば、妻自身にも税金がかからず、夫の「所得金額」について配偶者控除をうけられることになります。

昭和48年における内職者の平均収入は年間21万1千円です。したがってほとんどの内職者は必要経費の控除を考えると、本人の所得について所得税も地方税もかからず、また、夫の税金の計算のとき配偶者控除をうけられます。

所得税法の課税最低限

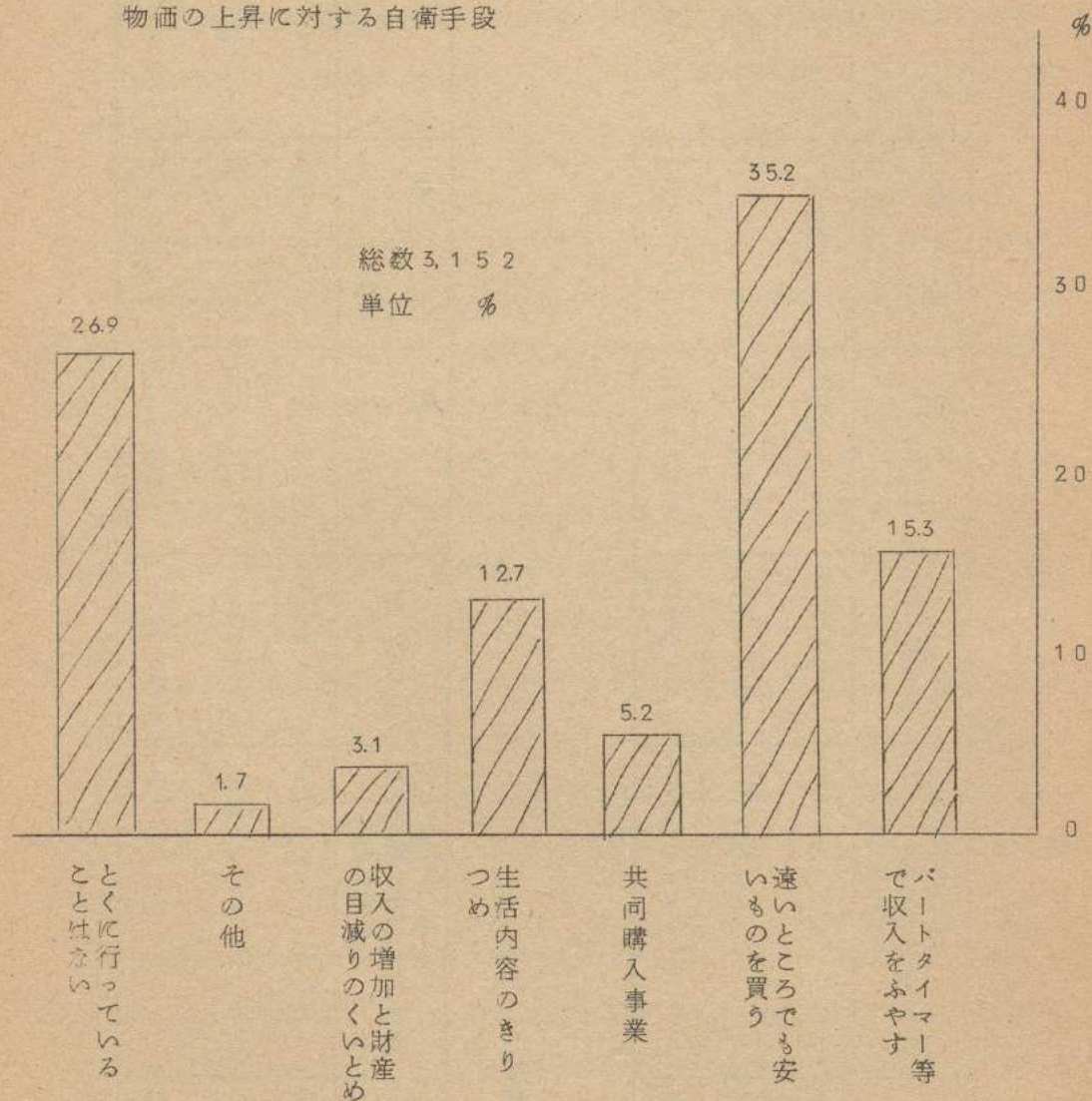
区	分	独身者 (妻の内職収入も 独身の場合とし て扱われる)	夫婦者	夫 子 1 人	夫 子 2 人	夫 子 3 人
課税最低限		24万円	48万円	72万円	96万円	120万円
必要経費を3割と見込んだ場合の課税最低限		34万3千円	68万6千円	102万9千円	137万1千円	171万4千円
同平均月額		28,600円	57,100円	85,700円	114,300円	142,900円

地方税法の課税最低限

区	分	独身者 (妻の内職収入も 独身の場合とし て扱われる)	夫婦者	夫 子 1 人	夫 子 2 人	夫 子 3 人
課税最低限		18万円	36万円	50万円	64万円	78万円
必要経費を3割と見込んだ場合の課税最低限		25万7千円	51万4千円	71万4千円	91万4千円	111万4千円
同平均月額		21,400円	42,900円	59,500円	76,200円	92,900円

7 最近の統計調査から

物価の上昇に対する自衛手段



最近の物価急騰で「生活の圧迫」を感じている主婦は92%に達する。その主婦の物価自衛手段は上図のようである。これを職業別にみると、主婦専業者は、時間的余裕も手伝ってか、安いものを買うため「多少遠くても安い店を選んで買う」（42%）傾向が強い。収入階層別にみると、全体的に収

入の低い階層ほど「安い店を選ぶ」「生活内容を切りつめ、今までよりも若干質を落しても安いものを買う」といった自衛手段を強いられているようである。

〔資料出所〕 国民生活センター「第3回国民生活動向調査結果報告書」

調査時期 昭和48年7月上旬

調査対象者 全国15都市に居住する59

才以下の主婦3,000人

8 人事異動について

今般、49. 4. 25付で下記のとおり人事異動がありましたので、お知らせします。

なお、御参考までに婦人課内職担当の組織を掲載しました。

記

(新)

広島婦人少年室長 吉元 喜美子

婦人少年局婦人課
内職問題指導官 小笠原 薫子

(旧)

婦人少年局婦人課
内職問題指導官

婦人少年局婦人労働課
庶務係長

以 上

婦人課内職組織及び担当者名

(職 名)	(氏 名)
婦 人 課 長	井 上 繁 子
内職問題指導官	小笠原 薫 子 (49. 4. 25付)
業務第1係長	目 黒 意 二 (49. 1. 10付)
係 員	折 田 幸 子 (49. 4. 1付)

GAa1/1

8-6-94-6



女性と仕事の未来館



00962817